

各種手数料

1. 建築確認申請手数料

建築物の床面積（㎡）		確認申請手数料（円）
超える	以内	
	30	11,000
30	100	19,000
100	200	28,000
200	300	38,000
300	500	52,000
500	1,000	87,000
1,000	2,000	135,000
2,000	10,000	250,000
10,000	50,000	420,000
50,000		810,000
昇降機（小荷物専用昇降機を除く）・建築設備		27,000
（昇降機（小荷物専用昇降機を除く）・ 建築設備の計画変更）		14,000
小荷物専用昇降機		13,000
（小荷物専用昇降機の計画変更）		6,000
工作物		19,000
（工作物の計画変更）		10,000

※ 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- （１） 建築物を建築する場合（次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
- （２） 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）
- （３） 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の２分の１
- （４） 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の２分の１

（注意）計画通知についても上記金額と同額。

令和7年4月1日

2. 検査申請手数料

建築物の床面積（㎡）		中間検査申請 手数料(円)	完了検査手数料（円）	
超える	以内		中間検査合格証の 交付を受けた場合	左記以外の場合
	30	27,000	29,000	29,000
30	100	33,000	35,000	36,000
100	200	42,000	45,000	46,000
200	300	44,000	47,000	49,000
300	500	45,000	50,000	52,000
500	1,000	55,000	57,000	59,000
1,000	2,000	73,000	71,000	75,000
2,000	10,000	170,000	160,000	170,000
10,000	50,000	270,000	260,000	270,000
50,000		550,000	520,000	550,000
昇降機（小荷物専用昇降機を除く）・ 建築設備		－	－	41,000
小荷物専用昇降機		－	－	32,000
工作物		－	－	32,000

※ 床面積の合計

- 完了検査 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 中間検査 床面積の合計は、共同住宅（床及びはりに鉄筋を配置するものに限る。）にあっては当該建築（移転を除く。以下同じ。）に係る部分の床面積のうち特定工程に係る階の直下階の床面積について算定し、その他の場合にあっては当該建築に係る床面積について算定する。

（注意）計画通知についても上記金額と同額。

令和7年4月1日

3. 許可・認定・承認関係手数料

各申請内容の基となる建築基準法、関係条例及び手数料は、次のとおりです。〔円／件〕

内 容	条 文	種別	手数料
仮使用	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号	認定	120,000
	法第 18 条第 24 項第1号若しくは第2号		
敷地と道路との関係の特例	法第 43 条第1項ただし書	許可	33,000
道路内建築	法第 44 条第1項第2号	許可	33,000
	法第 44 条第1項第3号	認定	27,000
	法第 44 条第1項第4号	許可	160,000
用途制限の特例	法第 48 条第1項～第 13 項ただし書	許可	180,000
	特別用途地区条例第4条第1項ただし書		
	特定用途地域条例第4条第2項		
	地区計画条例第5条第2項		
特殊建築物等の敷地の位置	法第 51 条ただし書	許可	160,000
容積率の特例	法第 52 条第 10 項、第 11 項若しくは第 14 項	許可	160,000
	地区計画条例第8条第3項		
敷地面積の最低限度の特例	地区計画条例別表第3	許可	160,000
高さ制限の特例	法第 55 条第2項	認定	27,000
	法第 55 条第3項各号	許可	160,000
	特定用途地域条例第7条第4項各号		
	地区計画条例第 10 条第2項各号		
日影規制の特例	法第 56 条の2第1項ただし書	許可	160,000
総合設計による特例	法第 59 条の2第1項	許可	160,000
	マンション建替法第 105 条第1項		
仮設建築物	法第 85 条第5項	許可	120,000
一団地の総合設計による特例	法第 86 条第1項	認定	78,000～
連担建築物設計による特例	法第 86 条第2項	認定	78,000～
全体計画による特例	法第 86 条の8第1項、第3項	認定	27,000

※1. 法とは「建築基準法」の略称

2. 特別用途地区条例とは「高松市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」の略称

3. 特定用途地域条例とは「高松市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例」の略称

4. 地区計画条例とは「高松市地区計画の区域内における建築物の制限等に関する条例」の略称

5. マンション建替法とは「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」の略称

6. 手数料欄に「～」が表示されている場合の手数は、当該手数料に建築物の棟数による加算額を加えたものが必要となります。

令和7年4月1日

4. 開発行為による手数料

▼ 開発行為許可申請（円／件）

開発区域の面積 (ha)		以上 未満	0.3	0.3 0.6	0.6 1.0	1.0 3.0	3.0 6.0	6.0 10.0	10.0
金 額	自己の居住用		22,000	43,000	86,000	130,000	170,000	220,000	300,000
	自己の業務用		30,000	65,000	120,000	200,000	270,000	340,000	480,000
	そ の 他		130,000	190,000	260,000	390,000	510,000	660,000	870,000

▼ 開発行為変更許可申請（「上表規定額」とは、開発行為許可申請手数料金額）

変更内容	設計の変更	区域編入	その他の変更
金 額	上表規定額×1/10	上表規定額	10,000円/件

※ 上記に掲げる額を合算した額。ただし、上限は870,000円

5. 開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料

（円／件）

開発行為の目的等	自己の居住用又は 1.0ha 未満の自己の業務用	1.0ha以上の自己の業務用	そ の 他
金 額	1,700	2,700	17,000

6. 優良宅地認定申請手数料

（円／件）

造成宅地の面積(ha)	以上 未満	0.1	0.1 0.3	0.3 0.6	0.6 1.0	1.0 3.0	3.0 6.0	6.0 10.0	10.0
金 額		86,000	130,000	190,000	260,000	390,000	510,000	660,000	870,000

7. 優良住宅認定申請手数料

（円／件）

新築住宅の床面積の合計 (㎡)	超える 以内	100	100 500	500 2,000	2,000 10,000	10,000 50,000	50,000
金 額		6,200	8,600	13,000	35,000	43,000	58,000

8. その他の手数料

▼ 開発登録簿の写しの交付 470（円／件）

▼ 道路位置指定・工事届提出済・台帳記載済証明 350（円／件）

開発行為又は建築等に関する証明

注) 上記1～8に記載のない手数料については、「高松市手数料条例」、「高松市建築関係手数料条例」又は「高松市開発許可等に関する条例」をご確認いただくか、建築指導課までお問い合わせください。